

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和5年度（2023年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

（実績）

令和6年（2024年）6月

1 アクションプログラムの背景

本市では、平成 18 年度（2006 年度）に策定した第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指してごみの減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

鎌倉市第 3 次一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）は、平成 28 年（2016 年）10 月に策定し、本市の課題であった焼却量の削減目標を確実に達成するためのごみ減量・資源化策の推進や名越クリーンセンターの焼却停止後の施設として、新たなごみ焼却施設の稼働に向けた取組等、今後の廃棄物処理の方針を明確にしました。

本計画策定後、新たなごみ焼却施設建設に向けて住民説明会を行ってきましたが、地元住民との協議が平行線をたどる中、燃やすごみの処理手法として他の手法も考えられることから、ごみの減量・資源化施策及び燃やすごみの処理手法について、改めて検討を行いました。

その結果、平成 31 年（2019 年）3 月に、計画していた新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていく「将来のごみ処理体制についての方針」を策定し、本市における最適なごみ処理体制を明らかにしました。

また、鎌倉市、逗子市、葉山町におけるごみ処理広域化について、令和 2 年（2020 年）8 月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、今後の広域連携の考え方を示しました。

さらに、プラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、平成 30 年（2018 年）10 月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチック製品の削減取組の強化を図るとともに、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、新たな施策の推進が求められています。

このような新たな状況を踏まえ、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るよう令和 3 年（2021 年）6 月にごみ処理基本計画の改定を行いました。

アクションプログラムは、改定したごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものであり、令和 5 年度（2023 年度）アクションプログラムは同年 6 月に策定したものです。

2 令和5年度（2023年度）アクションプログラムの実施概要

（1）重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組のうち、次の6項目を重点項目として実施しました。

重点項目1 食品ロスの削減の取組

重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

重点項目3 新たな資源化

重点項目4 市民サービスの向上

重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

(2) ごみ処理基本計画に定める焼却量

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量

焼却見込量 (t/年)	令和5年度(2023 年度)
	29,206

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値 (単位:t)

家庭	年度		令和5年度(2023 年度)
	項目		
	紙類、プラスチック類の分別徹底	重点項目2	-766
事業	生ごみ資源化促進	重点項目5	-2,124
	紙類の分別徹底	重点項目5	
総計			-2,890

ごみ焼却量の推移 (減量・資源化の施策を推進した場合)

焼却量(目標値) (t/年) (① - ②)	令和5年度 (2023 年度)
	26,316

(3) ごみ焼却量の状況

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ごみ焼却量排出 見込み	32,726 t	32,714 t	32,574 t	29,375 t	29,290 t	29,206 t
ごみ焼却量 (目標値)	29,896 t	29,828 t	29,639 t	27,564 t	26,758 t	26,316 t
ごみ焼却量 (実績値)	29,992 t	29,993 t	29,994 t	28,483 t	22,659 t	22,484 t

○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳（月別）（実績値）

令和3年度（2021年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,903	2,168	1,961	1,850	1,574	2,059	2,082	1,409	1,986	1,567	1,662	1,674	21,895
事業系	709	696	692	764	594	419	406	445	468	375	348	672	6,588
計	2,612	2,864	2,653	2,614	2,168	2,478	2,488	1,854	2,454	1,942	2,010	2,346	28,483
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和4年度（2022年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2,120	1,856	1,318	1,897	1,872	1,588	1,785	1,487	1,765	1,618	1,671	1,510	20,487
事業系	410	534	455	49	55	36	27	85	117	171	107	126	2,172
計	2,530	2,390	1,773	1,946	1,927	1,624	1,812	1,572	1,882	1,789	1,778	1,636	22,659
自区外搬出(内数)	35	170	0	0	0	0	0	0	0	0	50	29	284

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和5年度（2023年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,486	2,122	1,435	1,690	2,072	1,635	1,669	1,219	2,145	1,763	1,476	1,975	20,686
事業系	122	122	158	132	138	193	145	176	156	162	121	173	1,798
計	1,608	2,244	1,593	1,822	2,210	1,828	1,814	1,395	2,301	1,925	1,597	2,148	22,484
自区外搬出(内数)	0	0	0	112	64	0	0	54	36	0	0	0	266

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について
家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

○家庭系燃やすごみ及び事業系ごみの収集量の内訳（月別）（実績値）

令和3年度（2021年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,677	1,686	1,635	1,731	1,782	1,579	1,534	1,682	1,637	1,728	1,437	1,622	19,730
事業系	682	676	674	725	680	627	651	703	695	595	550	662	7,920
計	2,359	2,362	2,309	2,456	2,462	2,206	2,185	2,385	2,332	2,323	1,987	2,284	27,650

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和4年度（2022年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,564	1,727	1,567	1,598	1,735	1,609	1,532	1,587	1,752	1,694	1,395	1,580	19,340
事業系	671	718	701	659	682	631	646	622	640	637	547	651	7,805
計	2,235	2,445	2,268	2,257	2,417	2,240	2,178	2,209	2,392	2,331	1,942	2,231	27,145

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和5年度（2023年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,460	1,650	1,628	1,585	1,609	1,448	1,576	1,487	1,606	1,659	1,452	1,446	18,606
事業系	612	688	661	673	669	636	639	629	664	660	599	636	7,766
計	2,072	2,338	2,289	2,258	2,278	2,084	2,215	2,116	2,270	2,319	2,051	2,082	26,372

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

○総括

令和5年度（2023年度）のごみ焼却量については、22,484 トンと前年度のごみ焼却量より 175 トン減少し目標値 26,316 トンを大幅に達成しています。要因は、事業系ごみの資源化を前倒して令和4年（2022年）6月から資源化处理を行ったことが挙げられます。

家庭系燃やすごみについては、収集量が 18,606 トンで前年度と比べて 734 トン減少し、分別の徹底やリデュース施策の推進を図ることにより、コロナ禍以前の平成30年度の 19,391 トンよりも大幅に減少することができました。

事業系ごみの焼却量については、資源化を実施したことから、大幅に減少しています。なお、事業系ごみの収集量は、7,766 トンであり、前年度と比べて 39 トン減少しました。これは、コロナ禍以前の平成30年度の 9,510 トンよりも大幅に減少しており、要因としてコロナ禍の影響による事業系ごみの減少、分別徹底などの啓発・指導を継続してきたことなどが考えられます。

項目	実績値			目標値
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度 (2023年度)
焼却量	28,483t	22,659t	22,484t	26,316t

3 重点項目の概要

(1) 重点項目 1 食品ロスの削減の取組

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭における食品ロスの削減				ごみダイエット展 SNS (LINEやFacebook、Twitter) 等による啓発								
② 飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ				鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請や協力店取組PR								
③ 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR				鎌倉市食品ロス削減協力店制度の協力店取組PR								
④ 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法調査・研究				実施準備			家庭系ごみ組成調査					
⑤ 未利用食品を活用するための活動の支援							フードドライブ (6/1～3/29)					
⑥ 学校等における環境教育等の推進										高校生への説明		

① 家庭における食品ロスの削減

令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減推進法」が施行されたため、同法第13条に定められた市町村食品ロス削減推進計画について、令和3年（2021年）6月に改定したごみ処理基本計画に取組を位置付けました。

令和5年度（2023年度）は、本庁舎ロビーでごみダイエット展を開催し、食品ロスに関する市民や市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行いました。さらに、広報かまくら、ホームページ及びSNS（LINEやFacebook、X（旧twitter）（以下「X」という。）など）において情報発信を行い、フードドライブを実施しました。

② 飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ

令和3年度（2021年度）に創設した「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」については、引き続き廃棄物発生抑制等啓発指導員を通じて協力店の対象となる事業者に対し周知・訪問を行い、本制度への参加を要請しました。

併せて、鎌倉商工会議所、鎌倉料理飲食店組合及び大船飲食店組合といった事業者組合への周知や、広報かまくら及び家庭に配布している「資源物とごみの分け方・出し方」に本制度を周知する文面の掲載やチラシの配布など、多様な手段・媒体を用いてPRを行い、令和5年度（2023年度）は7件を新たに「協力店」として登録し、制度開始以降累計80件の事業者が登録されています。

協力店は、小盛メニューや持ち帰り（ドギーバッグ）の対応、量り売りの販売、賞味期限の近い商品の割引販売等の取組を行っています。

滞在者に対する食品ロス削減の啓発は、廃棄物発生抑制等啓発指導員による飲食店等の事業者訪問指導の際に、仕入れやメニューの工夫等による食品ロスの削減について働きかけを行いました。

③ 食品ロスの削減に貢献している事業者等の地域での取組のPR

「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」に登録された協力店が実施している、食品ロスの削減に向けた取組や工夫している内容をホームページやSNSで紹介しました。

また、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指し、ごみの発生抑制等を推進する情報提供を行うため、食品ロス削減協力店の場所等を掲載した「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を更新し、広く情報提供しました。

④ 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法の調査・研究

令和5年度（2023年度）も引き続き、「厨芥類」の項目について、「調理残渣（適正除去）」「調理残渣（過剰除去）」「食べ残し等」「未開封食品類」に細分化し、より詳細に食品ロスの調査を行いました。その結果、厨芥類の中では「食べ残し等」のごみの割合が約80%と最も多いことが把握出来ました。

⑤ 未利用食品を活用するための活動の支援

食品ロスの削減施策及び生活困窮者への支援を強化するため、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」を実施しました。集まった食材は、フードバンクかまくらを通じて、必要な人や団体に提供しました。また、フードドライブの実施にあたっては、鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携を図り、受入の促進を図りました。事業者に対しては、飲食店・小売店を訪問し、食品ロスの削減を要請するとともに、フードバンクの周知・啓発を行いました。

<令和5年度（2023年度）フードドライブ実績>

募集期間：6月1日から3月29日まで

提供人数：延べ143人

提供品数：782品

重量：219.9kg

主な品目：米、麺類、缶詰類、レトルトカレー、飲料水、茶葉、調味料など

⑥ 学校等における環境教育の推進

高校生に対して、食品ロス削減に向けた市の取組を説明しました。

○総括

前年度は、フードドライブの実施期間を6月から、10ヶ月にわたって連続的に実施しました。

食品ロス削減に対する啓発活動を本庁舎ロビーや市職員が参加した各種イベントにて実施しました。また、広報かまくら、ホームページ及びSNS（LINEやFacebook、Xなど）において情報発信を行いました。

食品ロス削減の取組を行う事業者を応援する「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を実施し、80件の登録店舗の食品ロス削減の取組を広く紹介する「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を更新し、協力店の利用を促すことにより食品ロス削減の機運醸成に努めました。

(2) 重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 使い捨てプラスチックの削減 ライフスタイルの見直しに向けた啓発				ウォーターサーバー設置、給水スポットの周知								
② 水切りの普及啓発				ホームページ等による啓発								
③ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及				生ごみ処理機の常設展示								
④ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	広報かまくら、ホームページでの周知啓発、地下道ギャラリーへの展示											
⑤ 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上				多量排出事業者等への個別訪問による指導								
⑥ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供				広報かまくら、ごみ減量通信、SNS等での周知啓発								
⑦ 多様なツールによる情報発信				LINE（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供								
⑧ 学校等における環境教育等の推進				集合形式等による説明会、紙芝居の貸出し								
⑨ 不適正な排出に対する指導				内容物調査、不適切排出者への訪問指導								

① 使い捨てプラスチックの削減

ライフスタイルの見直しに向けた啓発

マイボトルの使用を促すため令和元年度（2019年度）から市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーの設置を開始し、令和5年度（2023年度）末時点で33台を供用しています。

また、給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携して周知を図りました。（推計では、500mlペットボトルに換算すると約62万本の利用実績となります。）

令和4年（2022年）4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品（洗剤などの使用済みつめかえパック）の製造事業者と使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築に向けて協力するとともに、事業者が行う法39条第1項に基づく「自主回収・再資源化事業計画」の大臣認定申請のなかで、市と連携をした業務体制で回収・再資源化を図ることについて承諾をしました。なお、事業者は、令和6年（2024年）3月に認定を取得しました。

② 水切りの普及啓発

3Rの取組について、ホームページやロビー展示・広報かまくら等により生ごみの水切りの必要性についてイラスト付きで発信しました。また、自治・町内会の説明会において、ごみの発生抑制を推進する上で水切りの重要性についての啓発を図りました。

③ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及

生ごみ処理機を市役所本庁舎で展示し、使用方法についての市民からの問い合わせにきめ細かい説明を行い、また、地域のイベントに市職員が出向き、生ごみ処理機の周知・啓発を行いました。

生ごみ処理機の助成についてはコロナ禍の影響による新たな生活様式も相まって、生ごみ処理機の需要が拡大し、助成台数が増加していることから、引き続き広報かまくらやパンフレット等でPRを行います。

生ごみ処理機助成台数（過去5年）（単位：台）

年度	電動型	非電動型	合計
令和元年度(2019年度)	152	127	279
令和2年度(2020年度)	246	177	423
令和3年度(2021年度)	338	253	591
令和4年度(2022年度)	379	224	603
令和5年度(2023年度)	421	191	612

④ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充

広報かまくら、ホームページを媒介した従来の周知・啓発に加え、鎌倉駅地下道ギャラリーにおいてリユースネットかまくらの仕組みを展示しました。目標の成立件数1,000件を達成しました。

不用品登録制度登録・成立実績（過去5年）

年度	登録件数	成立件数	成立割合
令和元年度(2019年度)	1,739	1,274	73.3%
令和2年度(2020年度)	826	634	76.8%
令和3年度(2021年度)	1,187	925	77.9%
令和4年度(2022年度)	1,884	1,295	68.7%
令和5年度(2023年度)	2,140	1,370	64.0%

⑤ 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上

多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）21者及び準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）72者を個別訪問し、分別の徹底とともに、使い捨て物品の削減等について要請を行いました。

⑥ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供

SNS（LINEやFacebook、Xなど）や展示等で周知・啓発を図りました。ごみダイエッ

ト展では、食品ロスの削減等によるごみの減量の展示、プラごみゼロウィークの期間中はプラスチック問題やSDGsに関連して、協力団体募集の展示、マイボトル・マイバッグなどの利用促進ポスターの掲示などを行いました。

また、令和5年（2023年）5月に開催された鎌人いち場に参加し、ウォーターサーバーの設置やごみ分別ゲーム、生ごみ処理機等の展示を行い、啓発に努めました。

⑦ 多様なツールによる情報発信

昨年度に引き続き、若手世代や転入者、単身世帯など比較のごみに関心が薄い層に対して、スマートフォンやパソコンなどで利用できるアプリケーション「LINE」を活用した、資源物とごみの分け方・出し方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」により周知を図りました。令和4年（2022年）に改訂した「資源物とごみの分け方・出し方」において、「鎌倉ごみ調べ」について大きく掲載するなど、更なる普及促進を行った結果、令和5年度（2023年度）末時点で登録者数が2.1万人を超えました。

⑧ 学校等における環境教育の推進

使い捨てプラスチックごみの削減に向けた市の取組等を小学校～高校生の授業の一環や自治・町内会説明会で説明しました。

また、一部の小学校及び幼稚園に対して、焼却施設に関するDVDや園児にも分かりやすいオリジナル紙芝居の貸出しを行い、子どもたちの環境意識の向上を図りました。

⑨ 不適正な排出に対する指導

家庭から排出されたごみのうち、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を実施したことに伴い、不適正な排出に対し、公平性を担保する必要があることから、平成29年（2017年）4月1日から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対して分別徹底の訪問指導を行っています。

令和5年度（2023年度）は、内容物調査を27件実施し、その内17件について排出者が特定できたことから、当該排出者に対し啓発・指導を行ったところ、排出状況の改善が見られました。

○総括

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少した不用品登録制度の成立件数は、コロナ禍前の状況を上回りました。また、コロナ禍における新たな生活様式によって、令和2年度（2020年度）以降家庭用生ごみ処理機の需要が増加し、令和5年度（2023年度）の助成台数は、9台増加の612台となりました。

自治・町内会説明会や市職員が参加した各種イベント、学校等における環境教育での周知・啓発は、集合形式で実施するとともに、SNS（LINEやFacebook、Xなど）を活用した情報発信等を行いました。

また、使い捨てプラスチック容器の発生抑制を目指したマイボトルの普及策として、令和元年（2019年）に設置を開始したウォーターサーバーについては、令和5年度（2023年度）末時点で33台を一般供用しています。

さらなる分別徹底を目的とした、LINEを活用したごみに関する情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」については、広報かまくら、分別パンフレットなどで普及促進を行った結果、登録者数が2.1万人を超えました。

(3) 重点項目3 新たな資源化

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系生ごみの資源化				中継施設継続利用について住民との協議						住民説明会		
② 紙おむつの資源化				実証実験に向けた関係機関との協議・調整						実証実験		
③ 事業系ごみの最適な資源化				縦型乾式メタン発酵施設における処理								

① 家庭系生ごみの資源化

令和5年度(2023年度)は、施設運用終了後に生ごみ資源化施設整備の建設予定地としている今泉クリーンセンターの中継機能としての継続利用について、地元住民との協議を行いました。

継続利用に伴うごみ量や運搬車両の増加など施設周辺環境への負荷軽減を図るための方策の検討を行い、地元協議会を2回開催(7月・11月)し協議を重ねました。その後、令和6年(2024年)1月から2月にかけて周辺町内会を対象に計7回の説明会を開催しました。中継施設の延長を先行して協議しつつ、生ごみ資源化についても、資源化手法を含めて周辺住民との継続的な協議をお願いしています。

② 紙おむつの資源化

令和5年度(2023年度)は、令和4年度(2022年度)に実施したサウンディング調査の提案を踏まえた導入の可能性について民間事業者と連携して実証実験を行いました。

実証実験は、まず、令和6年(2024年)1月に栗田工業株式会社と「使用済み紙おむつ資源化の推進に関する協定」を締結し、同社が所有する既存装置を活用し、本市で排出された使用済み紙おむつの洗浄・分解を行い、資源化可能な性状に処理できることを確認しました。

さらに、令和6年(2024年)3月にTOPPAN株式会社と同様の協定を締結し、先行して行った実証実験で生成された成果物の材質分析及び製品化の可能性を調査するとともに市内の公立保育園の協力を得て、同事業者が有する紙おむつ回収ボックスを活用した拠点回収方策についても実証実験を行いました。

製品化の実証では、パルプ及びプラスチックともに、異物除去や追加工程等が必要になることを確認しました。また、拠点回収方式については、事後アンケート等で肯定的な意見が多くありましたが、実用化に向けては、目的・内容・効果などを広く市民周知し、利便性を訴求していく必要があります。

③ 事業系ごみの最適な資源化

令和4年(2022年)6月にオリックス資源循環株式会社と5年間の長期継続契約を締結し、令和5年度(2023年度)は、6,787トン搬送しました。

○総括

家庭系生ごみの資源化については、施設運用終了後に生ごみ資源化施設整備の建設予定地としている今泉クリーンセンターの、中継機能の継続利用について地元住民との協議を行いました。

令和 5 年度（2023 年度）は、地元協議会と協議を重ねるとともに令和 6 年（2024 年）1 月及び 2 月に 3 町内会を対象とした説明会を開催して中継施設の継続に向けた諸課題への対応等について意見交換を行いました。

紙おむつの資源化については、導入の可能性について民間事業者と連携して実証実験を行いました。実証実験は、栗田工業株式会社と同社が所有する既存装置を活用して資源化处理を行うとともに TOPPAN 株式会社と生成された成果物の製品化や拠点回収方法について検討を行いました。

事業系ごみの資源化については、令和 4 年（2022 年）6 月に 5 年の長期継続契約を締結したオリックス資源循環株式会社に 6,787 トン搬送しました。

(4) 重点項目4 市民サービスの向上

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の検討	藤沢市視察						審議会	審議会		意見公募 note掲載		
② 分別しやすい排出方法の検討	LINE（鎌倉ごみ調べ）						を活用した情報提供					

① 家庭系ごみ戸別収集の検討

戸別収集は、高齢者等のごみ出しの負担をはじめとするクリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減や収集環境・景観の向上に寄与し、ごみの減量も期待できます。

これまで、減量効果に対する費用負担が過大であるなどの理由により実施を見送りましたが、戸別収集のモデル事業終了から約8年が経過する中で、高齢化や新型コロナウイルスの影響による市民生活の変化を踏まえ、ごみ出しの負担軽減という福祉的な側面に着目し、令和4年度（2022年度）から改めて必要性を整理し具体的な検討を開始しました。

令和5年（2023年）5月には、平成19年（2007年）から戸別収集を実施している藤沢市に出向き、商業地区、市街地、狭隘地区の収集現場を確認しました。

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会では、令和5年（2023年）10月に、方針の素案について委員の皆様からご意見をいただき、12月に方針素案の内容確認や意見公募等の実施を見据えた今後のスケジュールについて調整しました。

その後、令和6年（2024年）2月に「鎌倉市における戸別収集のあり方について」方針（素案）を策定し、2月から3月まで意見公募を実施しました。意見総数は151通でした。

また、意見公募の実施にあわせて、市内各地域で方針素案の内容についての説明会を全10回開催しました。

市公式noteでは、令和4年度（2022年度）に実施したアンケート（廃棄物減量化等推進員や自治会・町内会説明会に参加された方等を対象）の調査結果を令和6年（2024年）2月に掲載し、意見公募の実施についても併せて周知しました。

② 分別しやすい排出方法の検討

分別区分について理解していただくため、引き続き、LINEのアプリを活用した「鎌倉ごみ調べ」により、更なる周知を行いました。

○総括

平成 27 年度（2015 年度）に戸別収集モデル事業が終了してからの社会状況の変化を踏まえ、実施に至らなかった過去の課題を整理して実施に向けた具体的な検討を進めました。

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会での審議を経て、令和 6 年（2024 年）2 月に、「鎌倉市における戸別収集のあり方について」方針（素案）を策定しました。方針素案の内容について 2 月から 3 月まで意見公募を実施し、市内各地域でも説明会を全 10 回開催しました。

（５）重点項目５ 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ３Ｒの具体的な取組についての分かりやすい情報提供				事業者への啓発			訪問等の実施					
② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導				ピット前検査及び訪問指導の実施								
③ 事業所から排出される生ごみの資源化の促進				登録再生利用事業者等の情報提供								
④ 事業系ごみ処理手数料の見直し (植木剪定以外のもの)		答申				条例改正			市民周知			

① ３Ｒの具体的な取組についての情報提供

事業所のごみと資源物の分け方・出し方等パンフレット、チラシを活用し、568 者への啓発訪問において本市のごみ処理の現状や３Ｒの必要性、分別方法の説明、食品ロスの削減及びごみ削減への協力をお願いしました。

② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導

令和５年度（2023 年度）に実施したピット前検査は、目視による検査が 7,388 件、自走式コンベアごみ投入検査機等による展開検査が 1,255 件、計 8,643 件の検査を行い、1,744 袋が適切に分別されてないごみでした。なお、適切に分別されていないごみに対しては持ち帰り指導を行いました。

また、特に排出状況が不適正な事業者に対して、分別の徹底を図るように訪問指導を行いました。

事業系専任チームによる事業者訪問指導は、多量排出事業者 21 者、準多量排出事業者 72 者のほか、ピット前検査により資源物及び産業廃棄物等の混入があった事業者など 475 者を訪問し、３Ｒの取組事例を紹介するなど、分別徹底を周知するとともに指導を行いました。

近年増加している住宅宿泊事業者（民泊）、旅館業法許可事業者 16 者の施設訪問を行い、事業者に適正な処理の方法を指導しました。

③ 事業者から排出される生ごみ資源化の促進

事業所から排出される生ごみの資源化促進のため、登録再生利用事業者の受入れ状況、登録再生利用事業者以外の食品再生利用事業者の受入れ状況を確認し、この情報を多量排出事業者の食品を運搬している事業者に提供しました。

大型生ごみ処理機の普及については、飲食店や福祉施設等を中心に、助成制度の紹介により大型生ごみ処理機の設置を促しました。なお、令和５年（2023 年）10 月より、従来設置場所や費用などの理由により導入が難しかった事業者も本制度を利用できるよう１日２キログラム程度の生ごみ処理機も補助対象としました。

④ 事業系ごみ処理手数料の見直し

「植木剪定材以外のもの」については、令和 5 年（2023 年）5 月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会から答申を受け、9 月に条例を改正し、周知期間を 1 年として、この間、鎌倉市一般廃棄物処理業者や鎌倉商工会議所に対して事業系ごみ処理手数料の見直しについて説明しました。

改定後の金額（10 キログラム当たり 400 円）は、令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から適用することとしました。

○総括

コロナ禍による事業系ごみの減少、分別徹底などの啓発・指導を継続して実施してきたことなどにより、事業系ごみの収集量についてはコロナ禍前の令和元年度（2019 年度）9,358 トンから令和 2 年度（2020 年度）7,830 トン、令和 3 年度（2021 年度）7,920 トン、令和 4 年度（2022 年度）7,805 トン、令和 5 年度（2023 年度）も新型コロナウイルス感染症が 5 類となり人々の往来が活発となりましたが、収集量 7,766 トンと減少傾向が維持されました。

具体的な取組としては、事業系ごみの分別徹底を図るため、自走式コンベアごみ投入検査機による検査を実施し、分別状況の悪いごみについては、排出元の事業者訪問による指導を徹底しました。

排出事業者への廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を継続し、ごみの減量、分別の徹底、食品ロス削減、生ごみの資源化と大型生ごみ処理機の設置要請等を行いました。

また、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等へ事業系生ごみの受入れが可能であることを確認し、この情報を多量排出事業者の食品を運搬している事業者を提供しました。

大型生ごみ処理機については、ごみ分別の指導の個別訪問において事業者を導入を促し、小売業者の 1 者が市補助金を活用して新たに設置を行い、事業者 4 者で生ごみを自家処理しました。

（６）重点項目６ 安定的なごみ処理体制の構築

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 広域連携による新たなごみ処理体制の構築について	処理の一元化及び実施計画に基づく可燃ごみの処理等の検討											
② バックアップ協定の締結	協定締結(1者)											
③ 災害時の協力支援体制	仮置場の検討											
④ ごみ処理施設等のあり方の検討	名越中継施設整備基本計画策定											
	住民説明会・協議											

① 広域連携による新たなごみ処理体制の構築について

広域連携によるごみの安定的かつ適正な処理を確実に推進するため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を2回開催(4月・3月)して、処理の一元化や事業系ごみの手数料見直し、2市1町ごみ処理広域化実施計画に基づく可燃ごみの処理について検討を進めました。

② バックアップ協定の締結

令和5年度(2023年度)は、焼却施設までの距離など本市の契約締結条件を満たした事業者と協議を行い、令和5年(2023年)12月に新たに協定を締結しました。この結果、協定を締結した事業者は6事業者となりました。

なお、令和5年度(2024年度)は先行して協定を締結した5事業者と、協定に基づき燃やすごみの一定量を処理し、不測の事態が発生した際に迅速に処理できる体制を構築しました。

③ 災害時の協力支援体制

災害時に重要となる仮置場の管理運営や業務に付帯する作業及び平時からの情報交換を目的とした連絡協議会の設置を盛り込んだ民間事業者との災害時協力支援協定を令和4年(2022年)8月に締結しました。

令和5年度(2024年度)は、当該事業者と仮置場の運用について具体的な場所を想定したレイアウトの考え方や環境対策を踏まえた準備すべき資機材の確認など災害発生時に円滑な対応が図れるよう協議を行いました。

④ ごみ処理施設等のあり方の検討

名越クリーンセンターは、焼却停止後に中継施設として整備を図るため、令和5年(2023年)8月に「鎌倉市名越中継施設整備基本計画」を策定しました。

また、地元協議会を4回(4月・8月・11月・12月)開催し協議を重ねるとともに12月に周辺自治町内会を対象として住民説明会を計2回開催しました。

令和6年(2024年)1月に住民説明会の結果を踏まえ、地元協議会と協議を行い、名越中継

施設の整備を進めることについて了承を得ました。

○総括

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築に向け、広域連携を確実に進めていくため「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」において協議を進めました。

令和5年（2023年）12月に新たに事業者とバックアップ協定の締結を行い、締結数は6事業者となりました。先行して締結した5事業者と協定に基づき、燃やすごみの一定量を処理し、リスクに対して迅速に処理できる体制を構築しました。

さらに、災害時協力支援協定を締結した事業者と災害時に円滑に対応できるよう仮置場の運用等について協議を行いました。

将来のごみ処理体制において中核となる名越中継施設の整備に向けて、「鎌倉市名越中継施設整備基本計画」を策定するとともに周辺住民との協議を進め整備を進めることのできることを得ました。